「スーパージャンプ（満期戻火災保険）」を
ご契約いただくお客様へ

重要事項説明書

2025年4月1日以降保険始期契約用

楽天損害保険株式会社

※申込書への署名または記名・捺印は、
この書面の受領印を兼ねています。

この書面では、「スーパージャンプ（満期戻火災保険）」に関する重要事項（「契約概要」「注意喚起情報」等）についてご説明しています。

- ご契約前に必ずお読みいただき、お申し込みくださいますようお願いします。
- ご契約者と被保険者が異なる場合には、この書面に記載の事項を、被保険者の方に必ずご説明ください。
- この書面では、スーパージャンプ（満期戻火災保険）について記載しています。スーパージャンプ（満期戻火災保険）では、工場、作業所等、一部お引受けできない物件があります。

➡契約概要

保険商品の内容をご理解いただくための事項

➡注意喚起情報

ご契約に際してご契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項

- ご契約の内容は、保険種類に応じた普通保険約款・特約によって定まります。
- この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳しくは「ご契約のしおり（普通保険約款および特約）」をご参照ください。
- ご契約の締結前であっても「ご契約のしおり（普通保険約款および特約）」の冊子をご希望の場合は、取扱代理店または弊社にご請求ください。

※「ご契約のしおり（普通保険約款および特約）」は、ご契約後、保険証券とともにお届けします。

しおり

このマークがついた項目は、「ご契約のしおり（普通保険約款および特約）」に記載されています。

保険用語のご説明 しおり

この重要事項説明書に記載のない次の項目については「ご契約のしおり（普通保険約款および特約）」をご確認ください。

●屋外設備・装置 ●危険 ●敷地内 ●失効
●乗車券等 ●電子マネー ●盗難 ●土砂崩れ
●破裂または爆発 ●不測かつ突発的な事故 ●保険期間 ●無効
●明記物件 ●預貯金証書

など

か 家財

生活用動産をいいます。なお、明記物件は明記された場合のみ家財に含みます。

き 協定再調達価額

建物および門、塀もしくは垣または物置、車庫その他の付属建物について、再調達価額を基準として当会社とご契約者または被保険者との間で評価し、協定した額で、保険証券記載の額をいいます。

こ ご契約者（保険契約者）

ご契約の当事者（保険料を払い込みいただく方）で、保険契約上のさまざまな権利・義務を持たれる方をいいます。

さ 再調達価額

保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額をいいます。

し 親族

6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。

せ 設備・什器等

設備、装置、什器（じゅう）または備品をいいます。

そ 損害

消防または避難に必要な処置によって保険の対象について生じた損害を含みます。

た 建物

土地に定着し、屋根および柱または壁を有するものをいいます。ただし、屋外設備・装置を除きます。

他の保険契約等

①この保険契約における保険の対象と同一の敷地内に所在する被保険者所有の保険の対象または保険の対象以外の物の損害または費用を補償する他の保険契約または共済契約をいいます。
②この保険契約にセットされた特約により補償される損害または費用を補償する他の保険契約または共済契約をいいます。

と 特約

普通保険約款に定められた事項を特別に補充・変更する場合、その補充・変更の内容を定めたものです。

は 配偶者

婚姻の相手方をいい、内縁の相手方および同性パートナー(注)を含みます。
(注)戸籍上の性別が同一であるために、法律上の夫婦と認められないものの、婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方をいいます。

ひ 被保険者

保険の補償を受けられる方をいいます。

ふ 普通保険約款

ご契約内容について、原則的な事項を定めたものです。

ほ 保険価額

損害が生じた地および時における保険の対象の価額をいいます。

保険金

事故が発生した場合に、弊社がお支払いする補償額をいいます。

保険金額

ご契約いただいた保険で保険金をお支払いする事故が発生した場合に、弊社がお支払いする保険金の限度額（補償限度額）をいいます。

保険の対象

保険契約により補償される物をいいます。

保険料

ご契約者が保険契約に基づいて弊社に払い込むべき金銭をいいます。

ま 満期返れい金

保険契約が満期日まで有効に存続し、保険料の払込みをすべて終えている場合に弊社からご契約者に対して満期時に支払われる金銭をいいます。

も 持ち出し家財

保険の対象である家財のうち、被保険者または被保険者と生計を共にする同居の親族によって保険証券記載の建物から一時的に持ち出された家財をいいます。

契約締結前におけるご確認事項

ご契約前 ➡ ご契約時 ➡ ご契約後

① 補償内容

スーパージャンプ(満期戻火災保険)[注1]の基本となる補償は、保険の対象ごとに次のとおりです。

基本の補償内容

火災・落雷・破裂または爆発	風災・雹災・雪災	水災	建物の外部からの物体の衝突等	水濡れ
騒擾または労働争議等	盗難	不測かつ突発的な事故	通貨、預貯金証書等の盗難[注2]	持ち出し家財に生じた損害[注3]

＋

費用の補償内容

災害時諸費用保険金	地震火災費用保険金	水道管修理費用保険金	損害防止費用	全損時特別費用保険金

＋

地震保険(原則自動セット)

地震保険をご契約された場合、地震等により居住用建物・居住用建物に収容されている家財が損害を受けたときに保険金をお支払いします。

② 満期返れい金・契約者配当金

保険期間が満了し、保険料全額の払込みが完了している場合、保険金額[注4]の一定割合[注5]を満期返れい金としてお支払いします。さらに、資産運用等の結果剰余が生じた場合には、満期返れい金とあわせて契約者配当金をお支払いします。[注6]

③ 基本となる補償、保険の対象および保険金額の設定方法等

❶ 基本となる補償

保険金をお支払いする主な場合および保険金をお支払いできない主な場合は、次のとおりです。詳しくは「ご契約のしおり(普通保険約款および特約)」をご参照ください。

保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
①火災・落雷・破裂または爆発 火災、落雷、破裂または爆発により、保険の対象が損害を受けた場合	◆ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の故意もしくは重大な過失または法令違反による損害 ◆火災等の事故の際における保険の対象の紛失または盗難による損害 ◆保険の対象の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、落書き、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損であって、保険の対象の機能の喪失または低下を伴わない損害 ◆戦争、内乱その他これらに類似の事変または暴動による損害 ◆地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損害 ◆核燃料物質に起因する事故による損害 ◆保険の対象の欠陥によって生じた損害 ◆保険の対象の自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、
②風災・雹災・雪災 風災[注1]、雹災または雪災[注2]により、保険の対象が損害を受けた場合	
③水災 台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等の水災によって保険の対象が損害を受け、その損害の状況が次のいずれか[注3]に該当する場合 ア. 協定再調達価額または保険価額の30%以上の損害が生じた場合 イ. 床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水により損害が生じた場合	
④建物の外部からの物体の衝突等 建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触もしくは倒壊または建物内部での車両もしくはその積載物の衝突もしくは接触により、保険の対象が損害を受けた場合	
⑤水濡れ 給排水設備[注4]に生じた事故または被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故に伴う漏水、放水または溢水[注5]により、保険の対象が損害を受けた場合	

〈次頁へ続く〉

➡契約概要

[注1] 「スーパージャンプ」は「満期戻火災保険」のペットネームです。

[注2] 家財または設備・什器等を保険の対象とする場合に、補償されます。

[注3] 家財を保険の対象とする場合に、補償されます。

[注4] 地震保険金額を除きます。

[注5] ご契約の内容により50%、30%です。

[注6] 損害保険金をお支払いすべき損害の額が1回の事故につき、保険金額[注7]の100%に相当する額以上となったときは、ご契約は終了となり満期返れい金および契約者配当金はお支払いしません。

[注7] 保険の対象が家財または設備・什器等の場合で、保険金額が保険価額を超えるときは、保険価額とします。

➡契約概要
➡注意喚起情報

[注1] 台風、旋風、竜巻、暴風等をいい、洪水、高潮等を除きます。

[注2] 豪雪の場合におけるその雪の重み、落下等による事故または雪崩をいい、融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を除きます。

[注3] 保険の対象が設備・什器等である場合は、イ. の場合に限ります。

[注4] スプリンクラー設備・装置を含みます。

[注5] 水が溢れることをいいます。

保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
⑥騒擾(そうじょう)または労働争議等 騒擾(そうじょう)およびこれに類似の集団行動または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為により、保険の対象が損害を受けた場合	腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱その他類似の損害 ⑧不測かつ突発的な事故については、上記のほか、次のいずれかに該当する損害に対しても保険金をお支払いできません。 ◆保険の対象の使用もしくは管理を委託された者または被保険者と同居の親族の故意によって生じた損害 ◆詐欺、横領によって保険の対象に生じた損害 ◆土地の沈下、移動または隆起によって生じた損害 ◆保険の対象である家財等の置き忘れまたは紛失によって生じた損害 など
⑦盗難 盗難により、保険の対象が盗取、損傷または汚損の損害を受けた場合	
⑧不測かつ突発的な事故 不測かつ突発的な事故により、保険の対象が損害を受けた場合	
⑨通貨、預貯金証書等の盗難[注6] 保険証券記載の建物内における通貨、預貯金証書等の盗難によって損害が生じた場合	
⑩持ち出し家財に生じた損害[注7] 日本国内において①から⑧までの事故によって持ち出し家財が損害を受けた場合	

[注6] 家財または設備・什器(じゅう)等を保険の対象とする場合に、補償されます。

[注7] 家財を保険の対象とする場合に、補償されます。

➡契約概要
➡注意喚起情報

❷ お支払いする損害保険金の額

❶基本となる補償の対象となる事故により、保険の対象に生じた損害に対して、保険金額を限度に損害保険金をお支払いします。詳しくは「ご契約のしおり(普通保険約款および特約)」をご参照ください。

保険の対象	損害保険金・持ち出し家財保険金の額
建物 	■保険の対象が建物で、全損[注8]となり、損害保険金を支払う場合 損害保険金 ＝ 保険金額 (保険金額限度)
家財 	■損害保険金を支払う場合 損害保険金 ＝ 損害額(修理費) (保険金額または支払限度額が限度)[注9]
設備・什器(じゅう)等 	■❶基本となる補償⑩持ち出し家財に生じた損害により持ち出し家財保険金を支払う場合 持ち出し家財保険金 ＝ 損害額(修理費) (支払限度額100万円が限度)

※損害額(修理費)の算出方法については、「ご契約のしおり(普通保険約款および特約)」をご参照ください。
※損害保険金以外に、事故によって発生する費用を保険金としてお支払いする場合があります。詳しくは「ご契約のしおり(普通保険約款および特約)」をご参照ください。

しおり

●お支払いする保険金の概要一覧

[注8] 全損とは、建物を復旧できないことまたは建物の損害の額が協定再調達価額に達したことをいいます。

[注9] ❶基本となる補償⑦盗難、⑧不測かつ突発的な事故および⑨通貨、預貯金証書等の盗難には、保険金額とは別に支払限度額が設定されている場合があります。

❸ 主な特約の概要

特約の詳細については「ご契約のしおり(普通保険約款および特約)」をご参照ください。

自動セット特約[注10]

全損時特別費用補償特約	❶基本となる補償①から⑧の事故[注11]による損害に対して損害保険金をお支払いする場合で、損害の額が1回の事故につき、保険金額の100%に相当する額以上となった場合に全損時特別費用保険金をお支払いします。

この他に、植物特約、動物特約、保険料払込みに関する特約および契約者貸付に関する特約が自動セットされます。

➡契約概要

[注10] 自動セット特約とは、ご契約時のお申し出にかかわらず、保険種類やご契約条件に応じて自動的にセットされる特約です。

[注11] 保険の対象が家財または設備・什器(じゅう)等の場合は、❶基本となる補償①から⑦の事故が対象です。

➡注意喚起情報

❹ 補償の重複に関するご注意

補償内容が同様の保険契約(火災保険以外の保険契約や弊社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、ご契約ください。

❺ 保険の対象

保険の対象は、住居のみに用いられる建物(専用住宅・共同住宅)、住居と住居以外を併用している建物(併用住宅)および住居として用いられていない建物(住宅以外)[注12]ならびにこれらの建物に収容される家財、設備・什器(じゅう)等の動産です。

➡契約概要

[注12] 住居として用いられていない建物についてはお引受けできないものがあります。

1 建物を保険の対象とする場合、被保険者の所有する次の **a.** から **d.** に掲げるものは、保険の対象に含まれます。

a. 畳、建具その他これらに類する物
b. 電気、通信、ガス、給排水、衛生、消火、冷房・暖房、エレベーター、リフト等の設備のうち建物に付加したもの
c. 浴槽、流し、ガス台、調理台、棚その他これらに類する物のうち建物に付加したもの
d. 門、塀もしくは垣、外灯、庭木、遊具、井戸その他これらに類する屋外設備・装置であって敷地内に所在するものまたは物置、車庫その他の付属建物[注13]

2 建物のみのご契約では、家財、設備・什器等の損害は補償できません。

3 次の物は保険証券に明記されていない場合は、保険の対象に含まれません。

貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの

4 次の **e.** から **i.** は、保険の対象に含まれません。

e. 自動車[注14]
f. 通貨、小切手、手形、電子マネー、乗車券等、預貯金証書、有価証券、印紙、切手、仮想通貨その他これらに類する物[注15]
g. 商品、原料、材料、仕掛品、半製品、製品、副産物、副資材、機械、器具、工具その他これらに類する物
h. データ、ソフトウェアまたはプログラム等の無体物
i. 稿本、設計書、図案、雛型、鋳型、木型、紙型、模型、証書、帳簿その他これらに類する物[注16]

家財または設備・什器等を保険の対象とする場合でも、❶ 基本となる補償 ⑧**不測かつ突発的な事故**によって次の物に生じた損害に対しては、損害保険金をお支払いできません。

義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡等、移動体通信端末機器および携帯式電子機器ならびにこれらの付属品、ラジオコントロール模型およびその付属品、自転車および原動機付自転車ならびにこれらの付属品、水上オートバイ、サーフボード、ウインドサーフィンその他これらに類する物およびこれらの付属品、動物および植物　など

❻ 保険金額の設定

保険金額の設定については、次の点にご注意ください。お客様が実際にご契約する保険金額については、申込書の保険金額欄をご確認ください。

- 建物の保険金額は協定再調達価額を定め、その協定再調達価額に100%を乗じた額で設定してください。ただし、❺ 保険の対象 1 **d.** については、門、塀もしくは垣または物置、車庫その他の付属建物に限り協定再調達価額を定め、保険金額に含めてください。
- 家財の保険金額および設備・什器等の保険金額は、再調達価額いっぱいに設定してください。[注17]
- 建物のみのご契約では、家財や設備・什器等の損害は補償できません。建物とは別に家財や設備・什器等の保険金額を設定いただき、ご契約もれのないようご契約ください。

❼ 保険期間および補償の開始・終了時期

この保険の保険期間は5年です。お客様が実際にご契約する保険期間については、申込書の保険期間(ご契約期間)欄をご確認ください。

- 補償の開始:始期日の午後4時(これと異なる時刻が申込書に記載されている場合は、その時刻)
- 補償の終了:満期日の午後4時

4 保険料の決定の仕組みと払込方法等

❶ 保険料の決定の仕組み

保険料は、保険金額、満期返れい金支払割合、建物種類・性能、構造および用法等により決定されます。お客様が実際にご契約する保険料については、申込書の保険料欄をご確認ください。

❷ 保険料の払込方法

保険料の払込方法は、ご契約と同時に全額を払い込む一時払となります。お振込み等により直接保険料を払い込みください。なお、保険期間が開始した後でも、始期日から取扱代理店または弊社が保険料を領収するまでの間に生じた事故に対しては、保険金をお支払いしません。

【保険料の自動振替貸付制度のご注意】

保険料の自動振替貸付制度とは、払込済保険料の一定の範囲内で未払込保険料相当額を自動的に貸し付け、保険料の払込みに充当する制度です。スーパージャンプには、保険料の自動振替貸付制度は適用されません。

5 地震保険の取扱い

❶ 商品の仕組み

地震保険は、スーパージャンプ(以下、⑤において「基本契約」といいます。)とあわせてご契約ください。地震保険を単独でご契約することはできません。地震保険のご契約を希望されない場合には、申込書の「地震保険ご確認欄」にご署名(またはご捺印)ください。

[注13] 擁壁および土地の崩壊を防止するための構造物を含みません。

[注14] 自動三輪車および自動二輪車を含み、原動機付自転車(総排気量が125cc以下または定格出力が1.00kw以下の二輪車等)を含みません。

[注15] 家財または設備・什器等を保険の対象とする場合、盗難に限り、通貨、小切手、手形、電子マネー、乗車券等および預貯金証書も保険の対象に含まれます。

[注16] 設備・什器等を保険の対象とする場合、保険証券に明記することにより、保険の対象に含むことができます。

➡契約概要

[注17] 明記物件の保険金額は明記物件の種類により市場流通価額、または再調達価額から使用による消耗、経過年数等に応じた減価額を差し引いた額により設定してください。

➡契約概要
➡注意喚起情報

➡契約概要
しおり
●建物種類・性能、構造

➡契約概要
➡注意喚起情報

➡契約概要
➡注意喚起情報

❷ 補償内容

➡契約概要
➡注意喚起情報

地震・噴火またはこれらによる津波（以下、「地震等」といいます。）を原因とする火災、損壊、埋没または流失によって建物、家財に次の損害が生じた場合に保険金をお支払いします。損害の程度である「全損」「大半損」「小半損」または「一部損」の認定は、「地震保険損害認定基準」に従って行います。

損害の程度	保険金をお支払いする場合		お支払いする保険金の額
	建　物	家　財	
全損	主要構造部[注1]の損害額が建物の時価額の50%以上	家財の損害額が家財の時価額の80%以上	地震保険の保険金額の全額（時価額が限度）
	焼失・流失した部分の床面積が建物の延床面積の70%以上		
大半損	主要構造部の損害額が建物の時価額の40%以上50%未満	家財の損害額が家財の時価額の60%以上80%未満	地震保険の保険金額の60%（時価額の60%が限度）
	焼失・流失した部分の床面積が建物の延床面積の50%以上70%未満		
小半損	主要構造部の損害額が建物の時価額の20%以上40%未満	家財の損害額が家財の時価額の30%以上60%未満	地震保険の保険金額の30%（時価額の30%が限度）
	焼失・流失した部分の床面積が建物の延床面積の20%以上50%未満		
一部損	主要構造部の損害額が建物の時価額の3%以上20%未満	家財の損害額が家財の時価額の10%以上30%未満	地震保険の保険金額の5%（時価額の5%が限度）
	全損・大半損・小半損に至らない建物が床上浸水または地盤面から45cmを超える浸水		

※時価額とは、損害が発生した時の発生した場所における保険の対象の価額であって、再調達価額から使用による消耗分を差し引いた金額をいいます。

※1回の地震等[注2]による損害保険会社全社で算出された保険金の総額が12兆円[注3]を超える場合、お支払いする保険金は次の算式により計算した金額に削減されることがあります。

$$\text{お支払いする保険金} = \text{全損、大半損、小半損または一部損の算出保険金} \times \frac{\text{12兆円}}{\text{算出された保険金の総額}}$$

❸ 保険金をお支払いできない主な場合等

➡契約概要
➡注意喚起情報

- 保険の対象の紛失または盗難によって生じた損害
- 地震等が発生した日の翌日から10日を経過した後に生じた損害
- 門・塀・垣のみに生じた損害
- 損害の程度が一部損に至らない損害

など

❹ 保険期間

➡契約概要

地震保険の保険期間は、5年となります。
基本契約の保険期間の途中から地震保険を追加することもできます。

❺ 引受条件（保険の対象、保険金額の設定、保険料決定の仕組み等）

➡契約概要

- 地震保険の対象は「居住用建物」または「家財」です。これらに該当しない場合は保険の対象とすることはできませんので、ご注意ください。
- 次のものは地震保険の対象に含まれません。

  - 通貨、有価証券、預金証書または貯金証書、印紙、切手その他これらに類する物
  - 自動車[注4]
  - 貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの
  - 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物
  - 商品、営業用什器・備品その他これらに類する物

- 地震保険の保険金額は、建物、家財ごとに、セットでご契約する基本契約の保険金額の30%から50%の範囲内で設定してください。ただし、他の地震保険契約と合算して、建物は5,000万円、家財は1,000万円が限度額となります。
- 地震保険の保険料は、保険金額のほかに建物の所在地、建物種類・性能等により異なります。また、所定の確認資料のご提出により、免震・耐震性能に応じた免震建築物割引、耐震等級割引、耐震診断割引および建築年割引を適用できる場合があります。お客様が実際にご契約する保険料については、申込書の保険料欄をご確認ください。

※大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発令されたときは、その時から「地震保険に関する法律」に定める一定期間は、東海地震に係る地震防災対策強化地域内に所在する建物または家財について、地震保険の新規契約および増額契約（地震保険金額を増額して継続する契約をいいます。）はお引受けできませんのでご注意ください。

❻ 満期返れい金・契約者配当金

➡契約概要

満期返れい金・契約者配当金については、次の点にご注意ください。

- 保険期間が満了し保険料全額の払込みが完了している場合は、所定の満期返れい金を保険期間の満了日の翌営業日以降、ご指定の口座にお支払いします。
- 資産運用等の結果剰余が生じた場合には、満期時に満期返れい金に加えて契約者配当金をお支払いします。
- 資産運用等の結果剰余が生じなかった場合には、契約者配当金はお支払いしません。
- 損害の額が1回の事故で保険金額[注1]の100%に相当する額以上となった場合は、ご契約は終了となり満期返れい金および契約者配当金はお支払いしません。
- この保険に関し、保険期間の満了日前に保険契約が終了となる事故が生じ、かつ、既に満期返れい金等をお支払いしている場合（弊社においてお支払い手続き中の場合を含みます。）には、その全額を保険金のお支払い時に返還いただくことがあります。

しおり

- 地震保険の損害の認定基準

[注1] 基礎、柱、壁、屋根等をいいます。以下、同様とします。

[注2] 72時間以内に生じた2回以上の地震等は、これらを一括して1回の地震等とみなします。

[注3] 2024年10月現在

しおり

- 地震保険の割引制度
- 警戒宣言発令後の地震保険の取扱い
- 保険期間の途中で地震保険をご契約になりたい場合

[注4] 自動三輪車および自動二輪車を含み、原動機付自転車（総排気量が125cc以下または定格出力が1.00kw以下の二輪車等）を含みません。

しおり

- 満期返れい金等のご請求の手続き
- 満期返れい金・契約者配当金と税金

[注1] 保険の対象が家財または設備・什器等の場合で、保険金額が保険価額を超えるときは、保険価額とします。

ご契約時 契約締結時におけるご注意事項

① 告知義務（申込書の記載上の注意事項）

➡注意喚起情報

ご契約者または被保険者には「告知義務」があり、取扱代理店には「告知受領権」があります。告知義務とは、ご契約時に「告知事項」について、事実を正確にお知らせいただく義務のことです。
告知事項とは、危険に関する重要な事項として弊社が告知を求めるもので、申込書に記載された内容のうち、★印が付いている項目のことです。この項目が、事実と異なる場合、または事実を記載しなかった場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。申込書の記載内容を必ずご確認ください。

★印の項目（告知事項）

①保険の対象（保険をつける物）の所在地　②建物種類・性能、用法、面積、職作業　③他の保険契約等

② クーリングオフ（クーリングオフ説明書）

➡注意喚起情報

●保険期間が1年を超えるご契約については、ご契約のお申込み後であっても、お申込みの撤回またはご契約の解除（以下、「クーリングオフ」といいます。）を行うことができます。お申し出いただける期間は、ご契約のお申込日または本書面の受領日のいずれか遅い日からその日を含めて8日以内です。この期間内に必ず、弊社「お客様相談センター」宛に書面を郵送（8日以内の消印有効）いただくか、弊社ホームページ掲載の「お問い合わせフォーム」でご通知（8日以内の発信日有効）ください。

なお、次のご契約は、クーリングオフができませんので、ご注意ください。

- ◆保険期間が1年以下のご契約
- ◆法人または社団・財団等が締結したご契約
- ◆営業または事業のためのご契約
- ◆質権設定されたご契約
- ◆第三者の担保に供されているご契約
- ◆通信販売により申し込まれたご契約

●クーリングオフの場合には、既に払い込みいただいた保険料はお返しいたします。また、弊社および取扱代理店・仲立人は、クーリングオフによる損害賠償または違約金を一切請求いたしません。ただし、クーリングオフ対象期間における保険金の支払責任を保険会社が負っていることから、始期日から解除日までの期間に相当する保険料を日割にて払い込みいただくことがあります。

<お問い合わせフォーム>
https://www.rakuten-sonpo.co.jp/contact/tabid/233/Default.aspx
お問い合わせフォームの「お問い合わせ内容」欄に必要事項(※)を入力のうえ、送信ください。
（※必要事項は、<クーリングオフ書面記載例（書面）>に記載している事項と同じです。）

〈クーリングオフ書面記載例〉

宛　先

1 0 8 - 0 0 7 5

東京都港区港南二丁目16番5号
NBF品川タワー

楽天損害保険株式会社
お客様相談センター 行

書　面

下記の保険契約を
クーリングオフします。

申込人住所：○○○○○○○○○
申込人氏名：○　○　○　○ ㊞
電話番号：○○-○○○-○○○
契約申込日：○○年○月○日
保険種類：○○○○保険
証券番号：○○○○○○○○○○○
（または領収証番号:○○○○○○○○○○）
取扱代理店・仲立人名:○○○○

③ 米国への納税義務等に関するご確認

米国の税法「FATCA（外国口座税務コンプライアンス法）」および日本国政府と米国政府の『国際的な税務コンプライアンスの向上及びFATCA実施の円滑化のための米国財務省と日本当局の間の相互協力及び理解に関する声明』に対応するため、積立型の保険契約へのご契約にあたっては、次に該当しない旨を宣誓していただきます。なお、次に該当する場合は、所定の書面をご提出していただきますのでお申し出ください。

個人のお客様の場合	米国における納税義務者
法人のお客様の場合	米国に登記された非上場の法人、または、議決権等の25%超を直接・間接に米国人あるいは米国法人に保有されている非上場の法人

お客様のご事情の変化により上記に該当すると推測される場合など、保険契約の締結後であっても、米国税法で規定される文書の提出などをお願いすることがあります。

④ 自動的情報交換制度に伴う届出書のご提出

「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に基づき、ご契約時、保険契約者・居住地国の変更時、解約返れい金または満期返れい金お支払い時に、お客様の氏名、住所、生年月日および居住地国等を記載した届出書の提出が必要な場合があります。

ご契約後 契約締結後におけるご注意事項

① 通知義務等

➡注意喚起情報

①ご契約後、申込書に記載された★印の項目（告知事項）のうち、次の事実が発生した場合には、遅滞なく取扱代理店または弊社にご通知ください。ご通知がなかった場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。

ア. 建物種類・性能、用法、面積、職作業を変更する場合
イ. 家財等を引越し等により他の場所に移転する場合

②①**ア.イ.** に掲げる事実が発生し、次のいずれかに該当する場合には、ご契約のお引受けを継続することができないため、ご契約を解約いただくか、弊社からご契約を解除します。この場合、弊社が取扱う他の商品でお引受けできるときは、ご契約を解約または解除した後、新たにご契約いただくことができますが、この商品と補償内容が異なる場合があります。

ア. 保険の対象の所在地が日本国外となった場合
イ. 建物または家財等を収容する建物の用法、職作業の変更により、この保険の引受範囲を超えることとなった場合

③ご契約後、次の事実が発生する場合には、ご契約内容の変更等が必要となります。ただちに取扱代理店または弊社にご通知ください。

ア. 譲渡・売却等により建物の名義を変更する場合
イ. ご契約者の住所または連絡先を変更する場合
ウ. ご契約時に設定した保険金額が、実際の家財または設備・什器等の価額より高く設定されていることに気がついた場合
エ. ご契約後に保険の対象の価額が著しく減少した場合
オ. 事故が発生した場合[注1]

しおり

●事故が起こったときの手続き

[注1]
保険金の請求を行うときは、保険金請求書に加え、普通保険約款および特約に定める書類のほか、「ご契約のしおり（普通保険約款および特約）」の「保険金請求に必要な書類」に記載の書類等をご提出いただく場合があります。

② 解約返れい金

➡契約概要
➡注意喚起情報

ご契約を解約する場合は、取扱代理店または弊社にすみやかにお申し出ください。

●ご契約の解約に際しては、契約時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を、解約返れい金として返還します。
●解約の条件によって、解約日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還します。ただし、解約返れい金は、原則として未経過期間分よりも少なくなります。
●始期日から解約日までの期間に応じて払い込みいただくべき保険料の払込状況により、追加の保険料をご請求する場合があります。

なお、ご契約の解約のほか、ご契約が失効、終了する場合の各返れい金の例については、「満期戻火災保険普通保険約款　別表2」をご参照ください。

☆ その他 その他ご留意いただきたいこと

① 取扱代理店の権限

➡注意喚起情報

取扱代理店は、弊社との委託契約に基づき、お客様からの告知の受領、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付およびご契約の管理等の代理業務を行っています。したがいまして、取扱代理店との間で有効に成立したご契約は、弊社と直接ご契約されたものとなります。

② 保険会社破綻時等の取扱い

➡注意喚起情報

引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご契約時にお約束した保険金、満期返れい金および解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、弊社も加入しています。この保険は、保険契約者が個人、小規模法人（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。）またはマンション管理組合である場合に限り、「損害保険契約者保護機構」の補償対象となります。補償対象となる場合には保険金、満期返れい金および解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻後に予定利率の変更が行われた場合は、満期返れい金および解約返れい金等が80%を下回ることがあります。なお、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。また、居住用建物またはこれに収容される家財を保険の対象とする地震保険の保険金や解約返れい金は100%補償されます。

③ 個人情報の取扱い

お客様の個人情報に関しましては、お預かりした個人情報を適切に取扱うとともに、その安全管理に努めます。詳しくは、「個人情報のお取扱いについて」をご参照ください。
なお、「個人情報のお取扱いについて」は、弊社ホームページ(https://www.rakuten-sonpo.co.jp/)からもご覧いただけます。

④ 重大事由による解除

この保険契約では、次のいずれかに該当する事由等がある場合には、ご契約を解除することや保険金をお支払いできないことがあります。

- ◆ ご契約者、被保険者または保険金受取人が、保険金を支払わせる目的で事故を起こした場合
- ◆ 被保険者が、保険金の請求について詐欺を行った場合
- ◆ ご契約者、被保険者または保険金受取人が、暴力団関係者、その他反社会的勢力に該当すると認められた場合

⑤ ご契約者の取引時確認

「取引時確認」とは、個人のご契約者の場合は氏名、住所、生年月日、取引目的および職業を、法人のご契約者の場合は名称、本店等の所在地、取引目的、事業内容および実質的支配者を、公的証明書により確認させていただくことです。
保険契約の締結時、契約者貸付の実行時、満期返れい金の支払時等の取引発生時には、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」の定める取引時確認が必要となりますので、ご協力をお願いします。

⑥ ご契約のお引受け

前契約の事故件数、その他事故の発生状況等により、ご契約のお引受けまたはご継続をお断りすることや、ご希望の条件と異なるご契約条件でのお引受けをさせていただくことがあります。

➡注意喚起情報

しおり

- ●保険金をお支払いした後のご契約
- ●ご契約が無効となる場合
- ●保険料の税法上の取扱い

その他 付帯サービス

ハウスアシスタンスサービス

この保険契約では、保険の対象である建物または保険の対象を収容する建物における「水廻り」「カギ」「ガラス」「エアコン」「給湯器」のトラブルについて30分程度の応急処置を無料で行う「ハウスアシスタンスサービス」をご利用いただけます。
ご利用の際は、**24時間365日受付の楽天保険の総合窓口あんしんダイヤル0120-120-555**にお電話ください。
詳しくは「ハウスアシスタンスサービス」リーフレットをご参照ください。

弊社への保険に関するお問い合わせ・ご相談・苦情は
お客様相談センター
0120-115-603
○受付時間:午前9時～午後6時(年末年始は除きます。)
○携帯電話からもご利用いただけます。
○一部のお手続きは、弊社の委託先が承ります。

事故の受付は
「楽天保険の総合窓口あんしんダイヤル」または「取扱代理店」へ
楽天保険の総合窓口あんしんダイヤル
0120-120-555
○受付時間:24時間・365日
○携帯電話からもご利用いただけます。

弊社との間で問題を解決できない場合には
(指定紛争解決機関)
➡注意喚起情報
一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター
弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。弊社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

TEL **03-4332-5241**(全国共通)
受付時間 : 平日午前9時15分～午後5時
(土日・祝日および12/30～1/4は除きます。)

・携帯電話からも利用できます。
・おかけ間違いにご注意ください。
・詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(https://www.sonpo.or.jp/)